

街区の廃止及び変更について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を廃止及び変更する。

令和4年6月14日

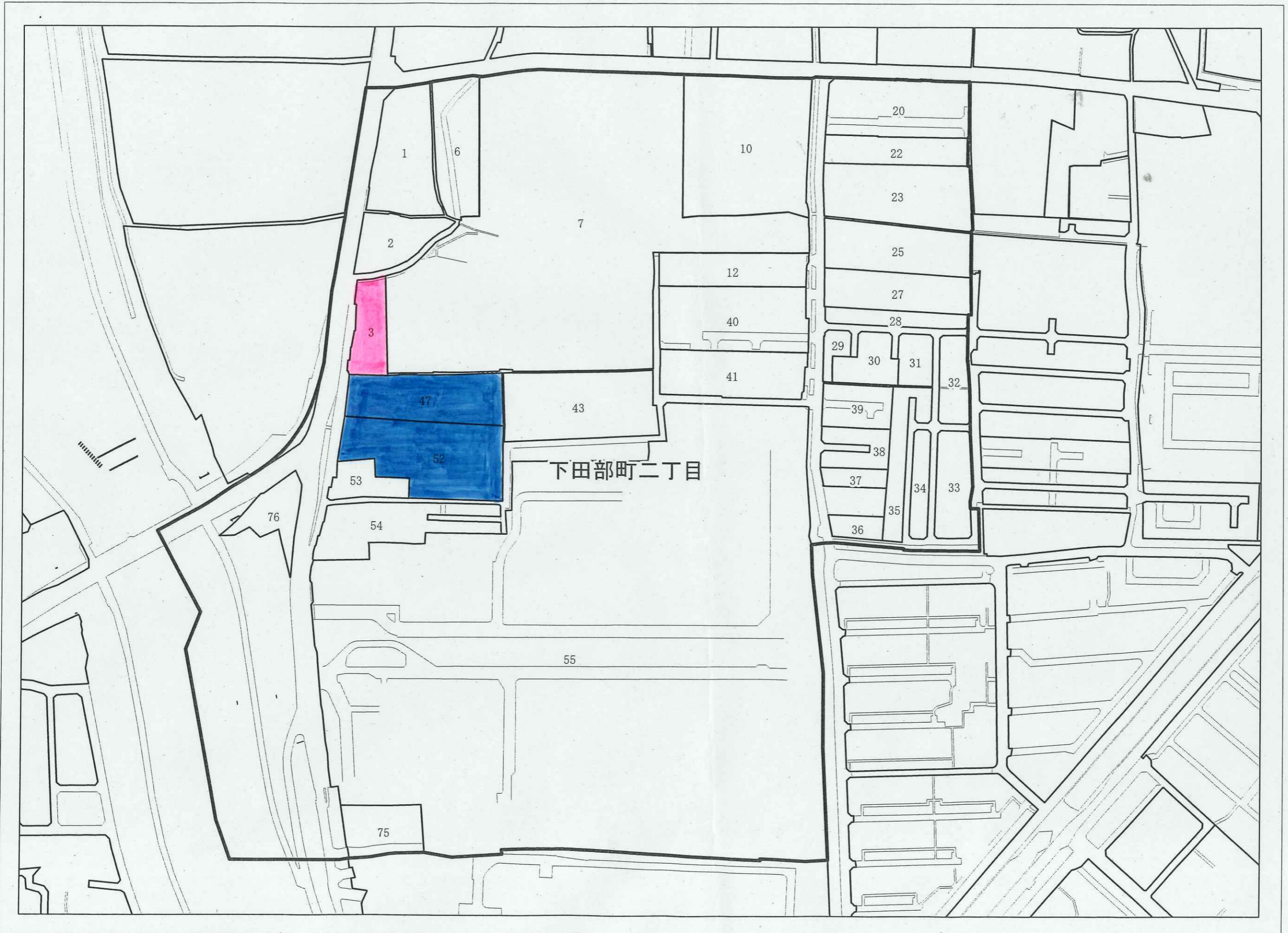
高槻市長 濱田 剛史

記

- 1 実施区域 別図1から別図2のとおり街区を廃止及び変更する。
- 2 町名及び街区符号 下田部町二丁目47、52番街区（廃止）
下田部町二丁目3番街区（変更）
- 3 実施期日 令和4年6月14日

街区位置図

下田部町二丁目



街区位置図

